



定額給付金

のご案内

定額給付金 子育て応援特別手当

定額給付金・子育て応援特別手当 給付までのスケジュール

4月初旬 各世帯主に向け、申請書を発送

4月15日 郵送申請受付開始

順次、給付（口座振込）

5月11日 窓口申請受付開始

20日

31日

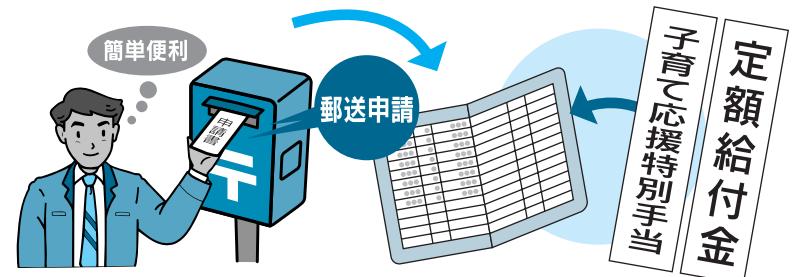
申請受付最終日

（郵送申請の場合は、当日消印まで有効）

申請は郵送で

金融機関口座振込

申請者は原則 世帯主



町では、国の第2次補正予算の成立に伴い、景気が後退するなかでの家計への支援として、定額給付事業を実施します。4月初旬に町から申請書を発送しますので、内容をご確認のうえ、申請してください。

目的

定額給付金給付事業は、景気が後退するなかでの不安に對処するため、家計への生活支援を行うとともに、消費を増やし地域の経済対策につなげることを目的として、給付するものです。

において、次の要件のいずれかに該当する方となります。
①寄居町の住民基本台帳に記録されている方
②基準日時点において、日本国内で生活されていた方で、いざれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日後初めて寄居町の住民基本台帳に記録されることとなつた方を含みます。

申請・受給者

①寄居町の外国人登録原票に登録されている方
②在留資格を有して在留する方
③特別永住者

※短期滞在者や不法滞在者は除きます。

問い合わせ／定額給付金担当 (☎ 581-212)
1) へ。

年齢別支給額

平成2年2月2日～平成21年2月1日生まれ（18歳以下）の方	20,000円
昭和19年2月3日～平成2年2月1日生まれ（19歳～64歳）の方	12,000円
昭和19年2月2日以前生まれ（65歳以上）の方	20,000円

窓口申請

郵送申請

4月15日 (木) (当日の消印分まで)

5月11日 (木) (当日の消印分まで)

4月15日 (木) (当日の消印分まで)

10月15日 (木) (当日の消印分まで)

窓口申請

郵送申請

4月15日 (木) (当日の消印分まで)

5月11日 (木) (当日の消印分まで)

10月15日 (木) (当日の消印分まで)

その他

Q 定額給付金は、誰が申請するの？

A 定額給付金は、誰が申請するの？

Q 基準日（平成21年2月1日）より後に出生した者は、給付の対象となるの？

A 今回の定額給付金は、基準日において住民基本台帳または外国人登録原票に記録・登録されている方を給付の対象とするものであることから、基準日より後に出生した方は、給付の対象とはなりません。

Q 身体が不自由なため、申請書を書くことができませんでした。その場合はどうしたらよいの？

A 世帯主による申請・受給が困難な場合、代理申請または代理受給が可能となります。詳しくは、送付される申請書に添付される記入例をご参照いただくか、担当までご連絡ください。